

雲南市土地開発公社告示第 3 号

下記のとおり一般競争入札を行いますので、雲南市土地開発公社会計規程第 26 条に基づき雲南市契約規則（平成 19 年雲南市規則第 3 号。以下「契約規則」という。）第 5 条に準じて公告します。

また、当該業務は、以下の適用対象業務です。

- ・公募型プロポーザル方式

令和 6 年 8 月 19 日

雲南市土地開発公社 理事長 吉 山 治

記

1. 業務の概要

(1) 業務名

雲南市土地開発公社財務会計システム導入業務

(2) 業務の目的

雲南市土地開発公社の財務会計業務においては、専用システムではなく、企業会計ソフトと Excel 等を用いた独自の方法により業務を行っている。今回、財務会計システムを導入することにより業務の円滑化及び経営の安定化を図るとともに、法改正に速やかに対応できる環境を整える。

(3) 業務の内容

雲南市土地開発公社財務会計システム導入業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(4) 履行期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 25 日まで

(5) 稼働開始

令和 7 年 4 月 1 日

(6) 見積限度額

1, 540 千円（消費税および地方消費税を含む）

2. 日程（予定）

項目	日程
プロポーザル実施要領の公表	令和 6 年 8 月 19 日(月)
質問書提出期限	令和 6 年 8 月 23 日(金) 午後 5 時必着
質問に対する最終回答	令和 6 年 8 月 27 日(火)
参加申込書の提出期限	令和 6 年 8 月 30 日(金) 午後 5 時必着
提案書の提出期限	令和 6 年 9 月 20 日(金) 午後 5 時必着
プレゼンテーション日程	令和 6 年 9 月 26 日(木)
審査結果通知	令和 6 年 9 月 27 日(金)

3. 担当部署及び問い合わせ先

雲南市土地開発公社

〒699-1311 雲南市木次町里方 952-5

TEL : 0854-42-2241

E-mail: info@unnan.tochikousya.net

4. 提案書の提出に必要とされる条件（参加資格）

次の事項を全て満たしている者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本公社が実施する入札について、指名停止の措置を受け、公告日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

(3) 国税及び地方税の滞納がないこと。

(4) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。

ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定に基づく破産の申立てがなされている者

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続きの申立てがなされている者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続きの申立てがなされている者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団

オ 役員等が暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、参加表明書受付を終了するまでに雲南市からの指名停止等に係る処分が満了していない者

(5) 過去5年間（平成30年4月1日～令和5年3月31日まで）において、地方公共団体発注の同種業務を元請として受注した実績を有する者であること。

(6) 次の条件を満たす統括責任者及び主任技術者を配置すること。なお、各技術者は提案者と直接的な雇用関係にあること。

① 統括責任者

- ・ 本業務、システム開発及び土地開発公社経理処理を熟知した者で、システムの構築業務を統括する者。
- ・ 過去5年間（平成30年4月1日～令和5年3月31日まで）において、統括責任者として同種業務の実績を有すること。

② 主任技術者

- ・ 本業務、システム開発及び土地開発公社経理処理を熟知した者。

5. 参加表明書の提出について

(1) 参加表明書

参加表明書【様式1-1～様式1-6】による。・・・様式1-1 公募型プロポーザル参加意向申請書、様式1-2 提案者情報書、様式1-3 業務実績書、様式1-4 予定技術者経歴書（統括責任者）、様式1-5 予定技術者経歴書（主任技術者）

(2) 提出期限

令和6年8月30日（金）午後5時必着

(3) 提出先

「上記4」と同様とする。

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で担当者に確認すること。ただし、郵送の場合は提出期限までに到着したものに限り。

(5) 参加資格審査の結果通知

- ① 通知日 令和6年9月4日（水）
- ② 通知様式 参加資格審査結果通知書【様式2】
- ③ 通知方法 電子メール

6. 質問書の提出

本案件に対する質問は、質問の趣旨及び内容記載の上、電子メールで送信すること。質問内容及び回答については電子メールにより通知する。

(1) 提出様式 質問書【様式3】

(2) 提出期限 令和6年8月23日（金）午後5時必着

(3) 提出先 「上記4」と同様とする。

(4) 提出方法 電子メール：info@unnan.tochikousya.net

※提出期限までに、事務局に電話で到着を確認すること

(5) 予定回答日 令和6年8月27日（火）午後5時まで

7. 提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 提案書の作成方法

- ① 提案書本体の様式は任意とする。
- ② 提案書の用紙サイズはA4版で統一すること。ただし、図表や補足資料などでやむを得ずA4以上のものを使用する場合は、この限りではない。
- ③ できるだけ具体的かつ簡素な文章とし、専門知識を有していないものでも理解しやすい内容となるよう留意すること。

(2) 見積書

- ① 見積金額については、仕様書に記載されたすべての業務の見積金額(税込)を記載すること

と。

- ② 提案書に付随して、本会社が当初予定していなかった経費を支出することは困難であることを留意すること。
- ③ 見積書の様式は任意とする。

8. 提案書の提出

(1) 提出書類

提案書は任意様式。ただし、正本には、提案書（表紙）【様式4】を添付すること。

(2) 提出部数

正本（紙媒体）1部、副本（紙媒体）5部を持参又は郵送により提出することまた、正本の電子データ（CD-R 又は DVD-R）を1部提出すること。

(3) 提出先

「上記4」と同様とする。

(4) 提出期限

令和6年9月20日（金）午後5時必着

9. 審査方法

(1) 選定委員会の設置

提案書及び企画提案プレゼンテーション（ヒアリング）の評価により、最優秀提案者を特定するため設置する。

《選定委員会の委員》

委員：常務理事ほか理事2名、有識者1名

事務局：雲南市土地開発公社事務局

(2) プレゼンテーション等の実施

詳細はプレゼンテーション等実施要項【別紙1】による。

- ① 日 時：令和6年9月26日（木）
- ② 場 所：雲南市役所本庁舎（雲南市木次町里方521-1）5階 委員会室2
- ③ その他：別途、経理担当者向けデモンストレーションを実施する。

(3) 評価基準

評価項目	評価の着目点	配点
企画提案書による審査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地開発公社に適合したパッケージシステムが提供されているか。 ・ 開発スケジュールは、発注者が求める稼働時期に間に合うように計画されているか。 ・ 発注者の求める伝票の様式に対し、どの程度まで対応可能か。 ・ 提案価額の範囲内において、機能要件にない付加機能、提案者独自のサポート体制や財務会計システムの運用にて、発注者の業務改善や職員の負担軽減等につながる具体的な提案がされているか。 ・ システム操作習得に係る具体的な職員研修の内容及び実施時期が具体的に提案されているか。 	25
プレゼンテーションによる審査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 説明の内容が明確かつ簡潔であるか。 ・ 効率的に入力できる機能を備えており、シンプルな操作が可能か。 ・ 必要に応じたデータの抽出及び出力が容易か。 ・ 発注者が要求する帳票等の作成が可能であり、出力された帳票は見やすいものであるか。 ・ 発注者の必要に応じて帳票等をカスタマイズするなど、柔軟に対応できるか。 	25
業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務遂行にかかる十分な業務実績を有しているか。 ・ 業務遂行にかかる体制が十分に整っているか。 	10
合計		60

(4) 選定方法

- ① 選定委員会が提案内容の審査を行い、評価基準に基づき評価を行う。
- ② 失格者を除き、審査評価点が最高得点を得た者を契約予定事業者として選定し、次に得点の高かった者を、次点の契約予定事業者として選定する。
- ③ 上記②において、最高得点に同数が出た場合については、提案価格が廉価であった者を契約予定事業者として、さらに見積額が同額であった場合は、選定委員会の協議により選定する。
- ④ 契約予定事業者が何らかの理由により契約を締結できなかった場合については、次点の事業者を契約予定事業者とする。
- ⑤ 上記にかかわらず、合計点数が評価基準点数全体の60%未満の場合には、受注候補者として選定しない。

10. 選定結果について

選定結果は、候補者の選定後にプレゼンテーションに参加した全ての企画提案者にプロポーザル審査結果通知書【様式5】によりメール又は郵送にて通知する。

11. 契約に関する事項

(1) 契約の締結

最優秀提案者として決定した者に対し、提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合、予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際に、提出された提案書の内容等を一部変更する場合がある。

(2) 契約の締結に関する規則等

雲南市土地開発公社会計規程に基づき執行する。

12. 情報公開

本社は、提案内容がそのまま契約内容になるものではなく、候補者と当該業務の仕様書等について協議した上で、見積書の提出を求め、予定価格の範囲内であれば契約を締結する。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

また本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでるおそれがある情報については契約締結後に開示するものとする。

13. その他の留意事項

(1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案書提出者の負担とする。

(2) 提出された提案書は、返却しないものとする。

(3) 提出された提案書は、雲南市情報公開条例に基づき公開する場合を除き、提案者に無断で使用しないものとする。

(4) 提案書に虚偽の記載をした場合は、当該提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対し指名停止等の措置を行うことがある。